

# 令和7年 第7回 政治倫理審査会 会議録

日 時：令和7年10月2日（木） 14時00分～15時20分

場 所：役場3階 全員協議会室

参加者：柿沼英己委員長、金子浩二副委員長、橋本和之委員、酒巻広明委員、大澤成樹委員、原口剛委員、橋本博之委員、茂木琴絵委員、下山議会事務局長

---

## 1. 開 会

○下山局長 それでは、定刻でございますので。これより第7回千代田町議会議員政治倫理審査会を始めさせていただきます。開会に当たりまして、柿沼委員長からご挨拶を申し上げます。

## 2. 挨 捱

○柿沼委員長 委員の皆様におかれましては、政治倫理審査会にご出席いただきましてありがとうございます。前回の会議の中で委員から、本件の審査に関して町顧問弁護士に確認を取ってほしいというご意見がありました。今回の会議では、その確認結果を報告させていただき、その内容を踏まえて改めて審査会として出す結論について委員からご意見を伺った上で審査結果報告書の内容をまとめていきたいと思います。皆様の協力をいただきましてこの会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げ、挨拶といたします。

○下山局長 ありがとうございました。これから協議事項につきましては、柿沼委員長、座長に進行お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## 3. 議 事

○柿沼委員長 それでは、暫時座長を進めさせていただきます。議事に先立ち、お諮りいたします。要綱第6条第4項において、本審査会の会議は公開するものと規定されておりますので、本日の会議については公開することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○柿沼委員長 ご異議がないようですので、本日の会議については公開といたします。早々ですが、議事に入ります。

## (1) 町顧問弁護士への照会結果について

○柿沼委員長 それでは、議事(1)町顧問弁護士への照会結果についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

○下山局長 それでは、私の方から顧問弁護士への紹介結果について説明をさせていただきます。

去る9月26日に、所管課である総務課の方を通じまして顧問弁護士の方に問い合わせをさせていただきました。弁護士に提供した資料につきましては、委員の皆様とも共有させていただいております、会議資料にもございます審査請求書類一式、こちらを提示させていただいた上で、前回、案として委員の皆様にも一度お示しをさせていただいた審査結果報告書の案、こちらの内容も一応案の段階ではございますが、こちらも含めて、弁護士の方に提示をさせていただいた上で、主に3点について問い合わせをさせていただきました。

まず1点目が、審査請求の対象議員が行った事実と異なる内容を記載したチラシを配布した行為について、こちらが要綱に定める政治倫理基準、今回で言うところの第3条第1号、こちらに違反すると結論づける審査会の判断の妥当性についてでございます。

2点目でございますが、当該行為が政治倫理基準違反である場合において、審査結果報告を受けて議長が取るべき適切な措置、こちら例示として、口頭注意、議場での陳謝、要綱遵守の誓約書提出などということで例示させていただきましたが、こういった例を踏まえての議長がとるべき適切な措置はどうかということです。

最後、3点目です。対象議員が行った当該チラシ配布行為は、そもそも、憲法第21条で保障された表現の自由を根拠とする議員活動の自由の範囲内であるかどうかということです。

以上の3点についてご教示いただきたいということで、問い合わせをさせていただきました。こちらにつきまして、弁護士から9月30日電話で回答が総務課担当の方にございました。こちらは、総務課担当の方で聞き取った内容を事務局の方に報告を受けておりますので、その結果をお知らせいたします。先ほどお伝えした3点についての回答でございます。

まず、全体的な印象として、今回の行為、対象議員が行った一連の行為、こちらについては、議場外でのことであり、議員の活動として許容される範囲内ではないかということです。また、審査会の判断の妥当性についてでございますが、こちらは弁護士として判断をすることはできないということです。

その上で、議長が取るべき措置として何ができるかという部分に関しては考慮をする必要がある。議長権限として何ができるかということを考慮する必要があるということです。例えば、議場での陳謝などは、議長の権限ではなく、議会で同議を出す必要があるため、どのような措置が取れるかを検討する必要があるということです。つまり、議場での陳謝については長罰にあたります。懲罰の種類が4種類あるんですけども、公開の議場における開罰、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、除名ですね。主にこの4つの種類の懲罰があるんですけども、こちら、懲罰を科す場合は、議長権限ではなく、議会での議決、あるいは懲罰委員会を経て議会での議決を経て、あるいは議員からの懲罰動議の提出をもって議会の議決を経て手続きをする必要があるということで、そういう手順、あるいは議長の権限に当たるのかどうかということを十分確認をする必要があるということでございます。

仮に懲罰をしたとしても、裁判に耐えられないのではないかということも伺っております。例えば、今回、こちらの先日の判断の通り倫理基準違反ということで結果を出した場合に、それに基づいて何らかの措置を行った場合はそれが名誉毀損にあたるので、それについて名誉毀損で訴えられた場合はその裁判に耐えられないのではないかということです。また、裁判を起こされた場合は、千代田町長が被告となり裁判が進むことになるので、それについてもそれを見据えて対応する必要があるのではないかでしょうかということです。

いずれにしましても、審査会の判断及び議長が取るべき適切な措置については、その先を見据えて対応したことによってどのようなことが生じるかということですね。その先を見据えて対応する必要があると思います、という回答でございました。以上でございます。

○柿沼委員長 局長の方から弁護士の見解をお知らせしていただきました。以上の説明なんですかれども、質疑がありましたらお願ひいたします。茂木委員。

○茂木委員 1つだけ局長にご質問がございます。この今回の回答書については、不備は、一応その書類としての不備はなかったということでおよろしいのでしょうか。

○柿沼委員長 局長。

○下山局長 書類っていうのはどの書類のことでしょう。

○茂木委員 最初の、まず請求の段階の中、議員の提出したものと、あと全員が署名をしたものに関しては、特段問題等はなかったということでおよろしいのでしょうか。

○柿沼委員長 局長。

○下山局長 書類の細かな部分の点検に関しては、そこまで今回依頼しておりませんので、そちらは特に回答はいただいておりません。

○柿沼委員長 橋本委員。

○橋本和之委員 裁判を起こされたときに相手は町長となるっていう今局長からのお話があったんですけども、なんとなくこう、今、政倫審をやってるので、政倫審の主催である議会が相手になるのかなって、ちょっと当初は思ってた。その後に、例えば何らかの結論が出て、それを最終的には議長がこう執行するわけなんで、そしたら執行者である議長、もしくは議会かな、なんて風に思ってたんですけど、町長がなるんだってちょっと思ったんですけど。その辺は局長が答えられれば結構なんですが、分かれば教えてもらいたいなと思うんですけど。

○柿沼委員長 局長。

○下山局長 回答の内容に関しては回答の通りお伝えするしかないんですけれども、ご存じの方いらっしゃるかと思うんですけど、以前、少し前になるかと思うんですけれども、町議会でも、町議会議員が、本会議での発言について議長が議長権限で発言の取り消しを行ったことに対して、それに対して発言の取り消しは無効だということで訴訟を起こされた時がありました。この時は当然直接的な相手方というのは議会議長になるんですけれども、この時も被告は千代田町で、被告人の代表は町長でございました。同じような形になろうかと考えております。以上です。

## (2) 各委員からの意見聴取について

○柿沼委員長 他にないようですので、議事(2)各委員からの意見聴取を議題といたします。町顧問弁護士への照会結果を踏まえて、改め委員からご意見を伺いたいと思います。各全員の議員さんからお話を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。では、茂木議員からでよろしいでしょうか。茂木議員。

○茂木委員 私は、先ほどの局長からのお話を聞いた上での話ですが、やはり倫理規定の規定がある以上、それに、しっかりと守らないといけないとは思うんですね。そのことに関して、この畠中議員から出された倫理規定と違反される文書の標目という4票目のうちの一番重要なのはこの3番だと思うんですね。

3番のこの議員の中には、町長の提案したことだから賛成します、町の事業を全力で応援しますと、一般質問でもそういう議員がいますということがありました。こちらは、その前の委員会の時にお話しさせていただきましたが、そういう議員は、少なくとも2名の議員のうちの1名は架空であったというのは非常に問題だと思っています。もう1人の畠中議員だと思われる発言も、この前回の委員会でもお話しした通り、発言の中、この議事録より抜粋したものであり、一文をとっているわけでもなく、主語が変わっているという点でも非常に悪質性を感じます。なので、私はこの件に関して、この審理倫理審査会においてこの前に出された案は妥当ではないかなと思います。

ただ、先ほどの局長のお話にあった通りに、名誉棄損にあたる、議場のことではないということなので、外のことであるので、裁判をされた場合には、それに耐えうるものではなく、被告が千代田町で、代表の千代田町長が訴えられることになるという点に関しては非常に考慮しなくてはいけないかなと思うのですが、やはりこの、それを差し置いてっていうか、それがあったとしても、千代田町議会議員のこの政治倫理要綱というのがあるということをまず前提として、そこに抵触しているというのは、やっぱり看過すべきではないことなのかなと思います。なので、案として、こちらの委員会でこうした方がいいという具体的なものを残すというのではなく、ただ違反していますという事実だけを議長にご報告するのが一番よろしいのではないかなど、今のお話を聞いて、局長のお話を聞きして、思った次第です。

私の見解としては、色々と大谷議員からのお話がありましたが、その議員は調べることが仕事ではないとか、定例会と委員会の中でのことのみが根拠であり、それ以外のことは根拠でないであると

か、その調べることが、先ほどもお話ししたように議員の仕事ではないっていうことでしたら、では、だったら、疑問に感じたこととかは全て放置して、執行部が説明するまで待ってろっていう、そういうふうにとられてしまうことが非常に恐ろしいかなと思います。そんな受け身の態度というので行政の監視という職務が果たせるのかという疑問もあります。そういうことも考えた上で、私は一応、この今回は倫理違反があった、規定違反があったということは確定していることで、かつ、その量刑というかそういうことに関しては、こちらの委員会として、その意見書という形ではなく、選出された議長にお任せというのでよろしいのではないかなという気がいたします。

○橋本博之委員 私も茂木委員と同意見なんですけど、やっぱり当該の行為、問題ないということで弁護士さんの方から報告がありましたので、そういった報告も含めて議長の方に、一応やっぱり3番の中で、請求書の中の3番ですね、やっぱり事実と異なる報告を当該の町民の皆様におさらせしたという行為は、やっぱり倫理違反になってるのかなという風に思いますので、そういった報告を議長にあげて、また弁護士様からの報告もあげて、議長の方に判断をやられるっていう形の方がいいのかなと思います。

○原口委員 顧問弁護士から言われたことは当然だと思うんですよね。普通に考えれば、このチラシが場外で配布されて、それが議場の倫理規定に違反するかって言ったらそんなことはなくて、ほかの自治体のある政党ではもっと過激な内容をチラシとして配布してますので、私はお咎めなしで当然だと思います。

○大澤委員 ちょっと自分の意見を述べる前に1点だけちょっと局長に確認をさせていただきたいんですが、弁護士の先生の回答というのは、法律に抵触するかどうかっていうことなのか、倫理的にどうなのかっていうお話なのかでいうと、法律的にどうなかつていうお話なのかなというふうに感じているんですが、その辺についてはいかがですか。

○柿沼委員長 局長。

○下山局長 当初から私は申し上げております通り、顧問弁護士への問い合わせは、法律に関する部分に関しての問い合わせになります。それを承知の上で皆様の方から確認を取ってくれということでありましたので確認を取りましたが、顧問弁護士としては法解釈以外の部分はお答えする立場がないということの回答ということで、先ほど説明した通りでございます。

○大澤委員 ありがとうございます。私を含めて他の議員さんもなんんですけど、法律に抵触するとは多分思ってはいない中で、倫理観というところでのお話をさせていただいてたと思うんですね。だから、裁判されたらちょっと難しいかなというところも踏まえて、町に迷惑がかかるということになるんだと思うんですけど。ただ、このチラシがどうだったかっていうと、私は疑惑はあるという風に思っておりますので、政治倫理審査会としては、これ以上やっていくのは、訴えられても町に迷惑のかかるお話になるので、違う場所で、私は議会改革とかでもいいかなという風に思いますが、継続してこういうことに関して、議員の中で1つの線引きを作っていくっていうのはどうだろうっていう風に思いますが。

○酒巻委員 私も、法律というよりは、もうこう倫理という形でこの政倫審が立ち上がってきてるのかなという風に、今回の経緯としては感じております。その中で私も、大谷議員がとった行動と、そして一度配布したものに対して、各議員の方で、特に広報に関して誤解を招くような表現あるのではないかということで、一度こう話した中でもまたさらにこう配布したという部分が、各議員が、そこがこうネックになった部分で今回の政倫審につながったという形なのかなというので、今回はほんとに倫理という部分で、弁護士さんからの見解だと、やはり法律という形での見解という形で、まず初めに、3の1には範囲外ではないかとね、範囲内ではないんじゃないかなっていうお話をもいただいてあったりとか、あとは、議長が取る行動、適切な処置という部分でいうと、やはりその辺ももしかしたら我々が思う行動とは違う部分もあるのかなっていうのもありながら、そういう部分で、もし裁判というような形になった場合は、やはり迷惑という部分もかかってしまうので、先ほど大澤委員が言った、この政倫審以外の部分でという形にするのであれば、こここの場の茂木委員がお話ししたり橋本博之委員がお話ししたような形の議長に報告という形とはまたちょっと違う形もあるので、その辺も踏まえ、ちょっと一度、暫時休憩じゃないんですけど、調べる時間を設けてまた再開という形を取るのも1つのかなというふうには感じております。ちょっとまとまらないんですけど、以上です。

○橋本和之委員 そうですね。酒巻委員が今お話ししたところなんんですけど、私が今局長の話を聞いて認識したのは、この政倫審の場で、大谷議員が訴えられた3条1号に該当するっていうのをもう認めた段階で、大谷議員が仮に告訴とかをした時には耐えられないという認識で私はちょっといました。それなんで、結論から言うと、大谷議員にかけられた疑義はなしで収めるのが一番いいかなとは思います。

倫理の話がずっと出てるんですけど、これ私が最初から言ってる話なんですが、大谷議員が今回した件は、多分議会、特に皆さん広報委員会にも属されているので、決して気分のいいものではなかったと思います。なんだけども、じゃ、それがこの政倫審の、訴状というかな、にあげられるようなものだったのかなっていうと、そうじゃなかったのかなと思ってます。それが、弁護士もそういう話だし、このまま続けてっていうのはいいんですけど、なんか何かしらのこう処分というか、とりあえずよろしくないねっていうのを決めて議長に出した場合は、もうその段階で相手側である大谷議員がもし告訴に踏み切れば、町の顧問弁護士が耐えられないねっていう見解だと私はちょっと認識したので、そういう、この場は原口議員が言った、お咎めなしでね、収めるのが一番いいかなとは思います。

○金子副委員長 局長から説明を聞いて、弁護士さんからのこう話を聞くと、法的に立場が弱いということになるんですね、なるのかな、自分的には。なんだろな、大変悔しい気持ちでいます。大谷議員がやったことがなんもありになっちゃうのかな。これから先も、次もその次も多分やってくると思います、こういうことを。それを何かしら本当は止めなくてはいけないためにこの倫理委員会をこう開いたわけなんんですけど、法的にはなんか弱い立場で何もできないっていう、なんか悔しいだけしか残らない結果になったのかなと思います。

○原口委員 委員長の見解はどうなんですか。

○柿沼委員長 私の見解は、まず、その弁護士さんが政治倫理違反に違反すると判断する妥当性については判断することができないと。もう逃げの一手。弁護士さん、逃げの一手なんで、もうここを、妥当性については妥当性ありますよと言ってくれれば私もレポートにまとめられるかなと思ったんですけど、妥当性について判断することはできないと。もう逃げちゃってるんで、もうここはもうどうしようもないというのが本音ですね、私の見解とすると。そこが肝かなと思います。茂木議員。

○茂木委員 私、一番最初に発言させていただきましたが、皆さんのご意見を聞いて、確かにごもっともな場面もございますので、ちょっと考える時間をいただきたいので、休憩を入れていただいてもよろしいでしょうか。

○柿沼委員長 では、暫時休憩、控え室の方でちょっと雑談なりしながらちょっと休憩したいと思います。では、暫時休憩いたします。30分ぐらい取っちゃう。じゃ、3時から再開ということでお願いいたします。

(暫時休憩)

### (3) 審査結果報告書（案）について

○柿沼委員長 それでは、休憩を通じて再開いたします。それでは、議事(2)の各委員からの意見聴取については終わりました。

それでは、次に議事(3)審査結果報告書（案）についてを議題といたします。議事(1)及び議事(2)の協議結果を踏まえて、改めて当審査会として審査結果報告書の内容をまとめたいと思います。これについてご意見ありますでしょうか。茂木委員。

○茂木委員 休憩中に色々とちょっと調べさせていただいたりしたのですが、先ほど私、千代田町議会議員のこの政治倫理要綱の方に抵触しているのではないかというお話をしたが、先ほどの局長のお話から、その審査請求のチラシにおいて政治倫理に違反するかの妥当性というところで弁護士の方から判断ができるかねるということですね。あとは、もしそのようにあったとなった場合に、裁判の方に耐えうるものがないということもございました。色々と町政を混乱させるという点もございますので、色々考えた結果、私は、今回は刑事罰とそういうものに関しては一切触れていない。町の方々を傷つけているわけではない、誰かがその傷害として、そう傷害であるとかっていうふうに傷を付けているというわけではない点から考えて、今回は違反なしということでおろしいのではないかと思います。ただし。続けてよろしいですか。

○柿沼委員長 続けてください。

○茂木委員 ただしですね、配布したものがどのようなものかというのは、やはり「千代田町議会議員

大谷純一」と記載するのであれば、前回の委員会でもお話ししたとおり、議員として疑惑を抱かせるような表現はすべきではないと思いますし、個人の意見や主張を記したチラシに関しては、発行することに関しては、何度も言いますが問題ではなく、配る、配布することに関しても問題は私はないということは前からお伝えしていると思いますが、その内容に関しては説明責任が伴うという点、裏付けをしっかりとして町民の方に読んでいただくという点はしっかりと議員として自覚しては、自覚をしなくてはならないという点だけを申し伝えておきたいと思います。

また合わせて、広く住民に配布するというその議員活動報告を行う場合には、記載される側の基本的人権、今回は畠中議員のような議員がいたというのがありましたら、それを尊重する観点から、表現した内容にとって誤解を生じることのないように、先ほどもお話ししたように、誤解がないようにしっかりと取り組まれることっていうのが申し添えておきたいことだと思います。

なので、今回は、何度もお話ししますが、私、最初の方は一応違反があるのではないかということで、委員会の方で色々の皆さんと議論をさせていただきましたが、局長の先ほどの件であるとかっていうのをちょっと鑑みた結果、今回はなしということでいいのではないかと思います。他の議員の方のご意見もお願いいたします。

○橋本博之委員 私も茂木委員のおっしゃる通りだと思います。今回は一応限りなく黒には近いんですけど、弁護士先生からも言われた通り、裁判になった時に耐える材料はないということを判断した結果、やっぱりここはお咎めなしということで議長の方に報告で、また、茂木議員がおっしゃった通り、自分を発行するものに対しては事実確認等を、また他者を貶めるようなことがないように表記してもらえばと思いますということを申し添えておいてもらえばと思います。

○原口委員 お咎めなしだと。私は言ってる通りで問題ありません。

○大澤委員 そのような形でいいんじゃないですかね。

○酒巻委員 色々あろうかと思いますが、右へ倣えという形で、皆さんと同じような感じになろうかと思います。

○橋本和之委員 そうですね。同じような感じで、3条1号に当たらないということで今回はよろしいかなと思います。

○金子副委員長 大人の対応ですね。しょうがなく大人の対応を取りたいと思います。

○柿沼委員長 では、皆さんのご意見が3条の位置には当たらない、ただし、その付帯意見として、先ほども議員が言われたように、基本的人権を尊重して、しっかりと説明責任ができるような体制を作っていただきたいということで締めたいと思いますが、よろしいですか。では、そのような形で取りまとめて行きたいと思いますが、局長の方から何かありますか。

○下山局長 そうしましたら、審査結果報告書については、以前お示しした内容のもので審査結果自体は変わるものではないかと思うんですけども、結論として、委員会の所見としては、政治倫理違反には該当しないという結論を明記するということでよろしいでしょうか。その上で、審査会としてのその意見を、先ほども議員がおっしゃったような内容をもう付け加えるということでよろしいでしょうか。その付け加える内容に関しては、文面はどのようにいたしますか。一応ここでその内容を決めていただけるとよろしいかと思うんですけども、どういった文章で明記するかどうかというのを、合意形成を図っていただけすると。その委員会としての意見と言いますか付言と言いますか、それもどういう項目でそれを付け加えるのかというところも含めて。

○柿沼委員長 そうしますと、付帯意見についてはどのように取りまとめてっていうことなんですかけども、先ほども木議員の言わされたことを、事務局とお話の上でまとめてもらうということでよろしい。ここで決めなくちゃ。

○大澤委員 先ほど休憩中に控え室でまとめた意見を、今茂木議員の方から発表してもらえばいいと思います。

○柿沼委員長 では、茂木委員の方からもう一度、先ほど言ったことを伝えて、それを取りまとめるっていうことでよろしいですかね。もう一度言っていただけますか。茂木委員。

○茂木委員 結論としては、私、今、この前事務局の方でまとめていただいた審査結果報告書を拝見しながらお話をしているんですが、この1番の東京都の1億円とという議題の時に、審査会における意見の見解というところにあるんですが、その意見の見解のところにあることだと思うんですね。このチラシを誰が読むか決められないとですね。チラシに「千代田町議会議員 大谷純一」と記載するのであれば、議員として疑念を抱かせるような表現はすべきではないということですね。

もう1つは、お伝えしたいのが、個人の意見や主張を記したチラシに関しては、発行することに関しては問題ないが、発行することと合わせて配布することですね。配布することに関しては問題はないが、その内容に関しては説明責任が伴うことを自覚しなければならないということが重要なのかなという気がいたします。

合わせて、他のちょっと自治体の調べてみたのですが、こちらに書いてありますが、広く住民に配布する議員活動報告を行う場合には、記載される側の基本的人権を尊重する観点から、表現した内容によって誤解を与えることのないよう取り組まれることを申し添えると書いてある。これは、大河原町議会の方でやはり同じようなことがありますて、その政治倫理審査会における結論というところに書かれていることなのですが、このような言葉を添えていただければいいのではないかなと思います。そうすれば、その今回は違反には当たりませんが、しっかりと議員たるもの、根拠のあるという話がありました。これこそ根拠のある話をしっかり載せること、かつ、こちらにあるように、内容に関しては責任を伴うということを自覚して発行するということが重要だと思います。皆さんも出している方いらっしゃると思いますが、発行責任者という言葉がございます。必ずそういうものを自覚して、特に議員というものは一般市民、一般町民とは立場が違いますので、そういうものが出すものに関しては、しっかり

と倫理に基づいて人権を尊重し、表現した内容によって誤解を与えることのないようにということが重要なところだと思います。

なので、先ほど橋本博之委員がおっしゃっていましたが、確かにその裁判に耐えうるか、耐えられないかというところで今話が進んでいますが、その部分において町政が滞ってしまうので、今回はお咎めなしということに、私もよろしいと思うのですが、しっかりと議員としての自覚を持つべきだなっていうのは、ほんとに自戒として学びました。そのような立場のものが出すものに関してしっかりと責任を負うというのを自覚しなければならないなというのは学んだところでもあります。なので、こちらのように、人権的、基本的人権を尊重する観点から、表現した内容によって誤解を与えることないようにというのを書き添えていただけたらと思いますが、皆さんいかがお考えでしょうか。

○柿沼委員長 では、茂木議員の言ったことをまとめるという形でよろしいですか。

○下山局長 先ほど、茂木委員の再開後の冒頭の発言の中で、町の方々を傷つけているわけではないというお話があったと思うんですけれども、それを踏まえると、その付け加える文章の方に、その基本的人権を尊重するっていう部分は、特に今回の案件に対して、基本的人権を尊重されない部分があったのがどこの部分なのかっていうのがこれまでの議論であったかどうかが分からんんですけども、そこを記述する根拠があるのかどうかっていうのはちょっと確認したいんですが。

○茂木委員 そうですね。今は、私もちょうどこの大河原町の方とったのでそのまま読みましたが、人権としては、倫理規定違反と思われる文章の標目の3のところに、畠中議員本人も大谷議員本人もおっしゃっていましたが、畠中議員の発言をつまんでっていうか、そのピックアップしたと、その文節だけを不適切に取ったっていう話を、私が不適切と思ったんですけど、適切に取らずに非常に、許可した形で取ったという点においてはその畠中議員の人権っていう話なので、こちらのところは別に町民の人権というわけではないので、こちらを今回は削除していただいて構わないと思います。ただ、その議員活動を報告する場合には、表現内容によって誤解を与えることのないようにということでよろしいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○柿沼委員長 では、その文書を削除した形で、誤解を与える表現は避けるということでよろしいですか。

○下山局長 確認なんですが、今の茂木議員の発言の内容からしますと、付け加えるべき文章は「広く住民に配布する議員活動報告を行う場合は、表現した内容によって誤解を与えることのないように取り組まれることを申し添える」というか、そういう形でよろしいでしょうか。

○柿沼委員長 はい。

○茂木委員 その前段階のこの個人の意見や主張を記したチラシに関しては、発行することに関しては問題ないが、その内容に関しては責任、説明責任が伴うことを自覚さなければならないというのはど

ういたしますか。

○柿沼委員長 入れた方がいいですか。

○橋本和之委員 私は簡単でいいと思いますか。今、大河原町の話があったと思うんですけど、説明責任が多分入ってなかったと思うんですけど。もうちょっと簡単なシンプルなものでいいかなって気がしますけども。誤解を招くことのないように注意してもらいたいっていう方がいいかなって気はしますけども。

○柿沼委員長 では、今局長がお話しした内容でよろしいでしょうか。いいですか。

○原口委員 もう一度確認します。

○柿沼委員長 じゃあ、もう一度局長に言っていただきて、それでいいかどうか。局長、もう1回お願いします。

○下山局長 先ほどの茂木議員の最後の部分の付け加えはとりあえず無しということでよろしいですか。そうしますと、「広く住民に配布する議員活動報告を行う場合は、表現した内容によって誤解を与えることのないように取り組まれることを申し添える」とか、文末はいずれにしてもそんな感じでしょうか。

○柿沼委員長 そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柿沼委員長 では、先ほどの内容で、政治倫理違反には抵触しないで、またその付帯意見を付けるということで取りまとめたいと思います。ほかにご意見ありますか。ないようですので、議事(3)番の協議を通じさせていただきます。

#### 4. その他

○柿沼委員長 では、4、その他ですが、事務局から何かありますか。

○下山局長 そうしましたら、本日の会議の結果を受けまして、審査会としての審査結果報告書を正式に取りまとめさせていただきて、その内容を最後委員の皆さんと共有させていただきて、確認を取っていただきて、それで承認が得られれば、最終的に委員長の方から議長の方に審査結果報告ということでご提出をいただきたいと思います。それをもって、本審査会の付議された案件については全て終了ということになりますので、審査会としての報告をもって当審査会は解散というような流れになろうかと思

います。従いまして、その結果報告についてはまた事務局の方で清書して、一度確認を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○柿沼委員長 それでは、以上で第7回政治倫理審査会の。茂木委員。

○茂木委員 すいません、ちょっと委員長と局長にご質問なんですが、この際、賛否はとらなくていいですか。この政治倫理違反、当たるか当たらないかじゃないけど、取らなくていいものなんですか。

○柿沼委員長 はい。

○下山局長 その他、議事が賛否を取る前にも審査結果報告に入ってたと思うんですけど。そこは皆さん合意されているのかどうかはちょっと私も承知していないので。

○柿沼委員長 では、議事録の方もあるので、ちょっと閉じる前に、もう一度決を取りたいと思います。第3条1ですね。政治倫理に違反しないということに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○柿沼委員長 挙手全員ですね。挙手全員で、違反しなしということで、ただ、付帯意見をつけるということであります。それでは、よろしいですか。それでは、以上で第7回政治倫理審査会の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。